

公立学校共済組合病院職員の令和2年12月期一時金に関する協定書

公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）と公立学校共済組合職員労働組合（以下「労働組合」という。）とは、共済組合が設置する病院の職員の令和2年12月期一時金について、下記のとおり協定する。

記

1 期末手当

1. 25月とする。

2 勤勉手当

- ① 勤勉手当の財源の基礎となる支給割合を0.950月とする。
- ② 勤勉手当の成績率は、次表のとおりとする。

成績区分	成績率
特に優秀な職員	100分の190.0以下
優秀な職員	100分の115.0未満
良好な職員	100分の92.0
良好でない職員	100分の92.0未満

この協定書は、2通作成し、共済組合及び労働組合の代表者が記名押印の上、各1通を保管する。

令和2年11月19日

公立学校共済組合  
理事長 金森 越哉



公立学校共済組合職員労働組合  
中央執行委員長 菅原 秀明

